

令和4年度

鳥取方式®の芝生化 ロボット芝刈機試験導入事業  
(ロボット芝刈機アンバサダー募集制度)

【公募要領】

■募集团体

1団体

■受付期間

令和4年1月28日(金)から令和4年2月18日(金)午後5時まで(必着)

■採択可否決定

令和4年3月(予定)

■申請・問合せ先

鳥取方式®の芝生化全国サポートネットワーク事務局  
(鳥取県地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課内)

電話：0857-26-7919

ファクシミリ：0857-26-8129

電子メール：sports@pref.tottori.lg.jp

※本公募要領は、本ネットワークのホームページからダウンロードしていただくことが可能です。

URL：<https://tottoristyle-shibafu.org/>

令和4年1月

鳥取方式®の芝生化全国サポートネットワーク

## 1 目的

「鳥取方式®の芝生化 ロボット芝刈機試験導入事業」（以下「本事業」という。）は、校庭・園庭・公園等へのロボット芝刈機の試験導入を支援することにより、芝生化の課題のひとつである維持管理の手間が軽減可能であることを実証・周知することで、誰もが楽しむことができる「芝生空間」を全国に拡大していくことを目的とし、共に連携して活動いただける団体（ロボット芝刈機アンバサダー）を募集します。

## 2 対象施設等

本事業は次に掲げる要件をすべて満たす施設を対象とします。

- (1) 校庭・園庭・公園等、多数の者が利用する公共的なグラウンド（以下「芝生グラウンド等」とする。）であること。
- (2) 夏芝、冬芝のオーバーシーディング等、利用状況に応じた芝生化をしていること。
- (3) 本事業による芝刈面積が概ね 2,000 m<sup>2</sup>以上、5,000 m<sup>2</sup>未満であること。

## 3 対象期間

令和4年4月から令和5年3月まで

## 4 募集団体

1 団体

## 5 対象者

本事業は上記2に該当する施設を管理する、次に掲げる要件を全て満たす団体等を対象とします。

- (1) 鳥取方式®の芝生化への理解があり、鳥取方式®の芝生化全国サポートネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と連携しながら、責任を持って芝生グラウンド等の維持管理を行う団体（以下「アンバサダー」という。）であること。（例：学校、PTA による芝生管理団体等。法人格の有無は問いません）
- (2) 本事業の実施にあたり、積極的な情報発信に取り組む意欲があること。
- (3) 本事業の成果を踏まえ、ロボット芝刈機の導入を検討する意欲があること。
- (4) 本事業の実施にあたり、本ネットワークからの連絡・照会に対応する責任者を選定していること。
- (5) 本事業の実施について、芝生グラウンド等の所有者や利用団体、近隣住民等も含め合意していること。

## 6 アンバサダーの義務

- (1) アンバサダーはロボット芝刈機の管理及び使用に当たっては、善良な管理者としての注意を行い、また適正に使用しなければならない。
- (2) アンバサダーはロボット芝刈機の試験導入の効果検証のため、データ・知見を収集するとともに、定期的に本ネットワークに報告しなければならない。また、本事業の成果・効果を広く広報するよう努めなければならない。
- (3) アンバサダーと当ネットワーク、必要に応じて関係団体も含め、本事業の趣旨に則った覚書を締結します。

## 7 試験導入にあたっての費用負担

### (1) アンバサダーの負担

- ・ロボット芝刈機の運用に係る費用（替刃・電気代など）
  - ・使用中を含めたロボット芝刈機の情報発信に要する経費
- ※ロボット芝刈機の利用料は無料です。

### (2) ネットワークの負担

- ・ロボット芝刈機の設置・撤去費
- ・事業期間中のロボット芝刈機故障等に係る保険代

## 8 試験導入にあたっての支援及び役割分担

### (1) ネットワークによる支援

ロボット芝刈機の試験導入にあたって、ネットワークがロボット芝刈機導入・運用に係るノウハウを提供します。

### (2) 上記(1)の支援を踏まえ、ネットワークとアンバサダーとの役割分担は以下のとおりとします。

区分	主な役割
アンバサダー	<ul style="list-style-type: none"><li>・ロボット芝刈機の試験導入に係る実施場所の提供</li><li>・ロボット芝刈機の保管場所の確保</li><li>・ロボット芝刈機の運用に必要な電源の提供</li><li>・利用者へのいたずら防止等の呼び掛け</li><li>・日々のデータの記録</li><li>・事故や機器の不具合が生じた際のネットワークへの連絡</li><li>・土地所有者、地元関係者など、ロボット芝刈機の試験導入に係る関係機関との調整</li><li>・事業期間中の積極的な情報発信</li><li>・ロボット芝刈機の導入効果の検証及び報告書の作成、成果・効果の広報</li></ul>
ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"><li>・ロボット芝刈機の提供</li><li>・ロボット芝刈機導入・運用に係るノウハウの提供</li></ul>

## <参考：本事業で設置するロボット芝刈機の概要（予定）>

機 種：ハスクバーナ ロボット芝刈機 AUTOMOWER™450X

芝刈可能面積：約 5,000 m<sup>2</sup>

設 置 条 件：100V 電源、ロボット芝刈機のベースとなる保管場所が必要です

## 9 応募手続き

### (1) 受付期間

令和4年1月28日（金）から令和4年2月18日（金）午後5時まで（必着）

### (2) 提出先（電子メールにより提出し、電話で御一報ください）

鳥取方式®の芝生化全国サポートネットワーク事務局  
（鳥取県地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課内）

電 話：0857-26-7919

ファクシミリ：0857-26-8129

電子メール：sports@pref.tottori.lg.jp

### (3) 提出書類

様式1の事業提案書及び添付書類をメールで提出の上、電話で御一報ください。

なお、事業提案書等の様式は、ネットワークのホームページからダウンロードすることができます。(URL : <https://tottoristyle-shibafu.org/>)

### (4) 審査

次の観点に基づき総合的に審査し採択事業を決定します。

なお、審査中の経過等に関する問い合わせには応じません。

また、提出いただいた書類について、事務局からヒアリングを行う場合があります。

#### 【評価の主なポイント】

##### ア モデル性 (重要)

- 本事業の成果・効果を広く周知することが可能であるか
- 本事業によるロボット芝刈機の試験導入が、他地域での芝生化促進につながるモデル性があるものか

##### イ 芝生グラウンド等の環境

- 芝生グラウンド等が、本事業による検証等に適した状態であるか
- 芝生グラウンド等が、多様な方々が利用する公共性を備えているか

##### ウ 実現性

- 事業の実施体制は十分か
- 事業の内容、スケジュールの面から、確実に実現できる計画となっているか
- 芝生グラウンド等の所有者や利用者との関係等を総合的に勘案し、事業を実現できると評価できるか

### (5) 審査結果と公表

審査結果は、メールでお知らせします。審査結果についての異議申し立ては受け付けません。

なお、採択された事業については、本ネットワークのホームページや広報誌、イベント等で事業実施主体名、事業名、事業概要等を公開します。

また、採択に当たり、条件を付す場合があります。

## 10 補助事業スケジュール表

項目	実施者	時期	内容
(1) 事業提案書提出	提案者	募集開始～ 令和4年2月18日	● 提案書等の必要書類を御提出ください。受付後、必要に応じてヒアリングを行います
(2) 審査→決定	SNW	令和4年3月	○ 審査を実施後、事業採択の可否を通知します
(3) 実施に向け調整	申請者 SNW	令和4年3月	● ○ ロボット芝刈機の設置や運用等に係る調整を行います
(4) 覚書の締結	申請者 SNW	令和4年3月以降 (事業開始までに)	● ○ 事業開始までに、アンバサダーと当ネットワーク、必要に応じて関係団体も含めた覚書を締結します
(5) ロボット芝刈機の設置	SNW	令和4年4月 (覚書締結以後)	○ 芝生グラウンド等にロボット芝刈機を設置します

(6) ロボット芝刈機の試験運用	申請者 SNW	設置～ 令和5年2月	●ロボット芝刈機の運用、データや知見の収集、本ネットワークへの報告、積極的な情報発信等 ○ロボット芝刈機の運用に係るノウハウ提供等
(7) 報告	申請者	令和5年2月28日	●事業内容について、実施報告をしてください
(8) ロボット芝刈機の撤去	SNW	令和5年3月	○設置したロボット芝刈機を撤去します
(9) 試験導入結果 周知等	申請者 SNW	随時	●○ロボット芝刈機試験導入の成果等について、周知・広報に御協力をお願いします

※SNW=鳥取方式®の芝生化全国サポートネットワーク

※●は提案者・申請者が行う内容、○はSNWが行う内容です。

### 1.1 応募に関する注意事項

- 事業計画は、簡潔に分かりやすい形で記載してください（画像・図表の使用も可）。
- 必要に応じて、別途追加資料の提出をお願いする場合があります。
- 応募に係る一切の費用は、応募者自身の負担となります。
- 提出のあった書類は返却しませんので御承知ください。

### 1.2 相談窓口

御不明な点等、以下までお気軽に御相談ください。

事務局名	所在地	電話番号	ファクシミリ
鳥取方式®の芝生化全国 サポートネットワーク事務局 (鳥取県地域づくり推進部 スポーツ振興局スポーツ課内)	〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220	0857-26-7919	0857-26-8129

様式 1

令和 年度鳥取方式®の芝生化 ロボット芝刈機試験導入事業申請（報告）書

1 申請者（アンバサダー）概要

団体名	
代表者職・氏名	
住所	〒
団体の概要	団体の構成、活動状況等

2 ロボット芝刈機試験導入実施期間

事業実施期間 令和 年 月 から 令和 年 月 まで

3 芝生グラウンド等について

グラウンドの名称	
所在地（住所）	
芝生化済面積	
本事業による芝刈面積	
芝生化年月	昭和・平成・令和 年 月
散水設備の有無・種類・散水頻度	散水設備（あり・なし） 散水設備の種類（スプリンクラー・ホース 等） 散水頻度（毎日・週1回 等）

※図面や写真等を添付ください。

4 芝刈りの現状について

現在の芝刈機械	自走式エンジン芝刈機・乗用型エンジン芝刈機 等
芝刈りの頻度	夏 週1回、春・秋 週2回 等
芝刈りの体制	保護者・利用者が行っている・業者に委託している等
芝刈りの課題	現在、芝刈りにあたって感じている課題

5 ロボット芝刈機試験導入事業で期待する効果・成果

(計画時) 本事業で期待する成果を記入してください。

(報告時) 事業実施で得られた調査・検討結果(具体的な数字を含む)等、事業の成果を具体的に記入してください。

6 事業実施スケジュール

ロボット芝刈機の導入希望時期、芝生グラウンド等を使ったイベント(運動会等)、試験導入終了時期

7 ロボット芝刈機試験導入事業の実施体制

アンバサダーの実施体制、他の関係団体等との連携・協力等

8 ロボット芝刈機導入の効果・成果の周知について

(1) 利用時（本事業期間中）の情報発信（手段・頻度等）
(2) 本事業終了後の情報発信（手段・頻度等）

9 その他

自由記載欄 (本事業の成果を踏まえた今後のロボット芝刈機の導入可能性などについても記入ください。)
--

10 担当者連絡先

部署			
職・氏名			
住所	〒		
電話番号		ファクシミリ	
電子メール			

11 添付書類

芝生グラウンド等の状況がわかる図面、写真等を添付してください。